境界確定等申請作成要領

令和元年6月策定
令和3年3月改訂　令和3年4月施行
令和4年2月改訂　令和4年2月施行

松戸市　建設部　建設総務課

申請フロー	内容	期間等
境界確定申請書　提出	別紙申請書チェックシートによるチェックを行った後、受付を行います。申請書を提出する際に、3週間後以降の日付で、立会日を決めていただきます。	申請日
担当者からの連絡	担当者からお電話させていただき、事前打合せの日程を決定してもらいます。この後、必要な資料収集を職員が依頼することもあります。	1日～3日
担当者との協議	現地踏査したうえで、仮境界線の検討案を基に協議し、仮境界線を決めます。必要に応じて、再度協議していただく場合があります。また立会日までに協議が整わない場合は協議終了とし、立会を行わない事があります。	立会日 2週間前
立会通知	立会通知は10日前には送付してください。対向側における地権者の住所等不明な場合は市が協力します。	立会日10日前
現地の立会	仮境界線の位置だし等の準備は、特に事前協議で決めていない場合は、立会時間より30分前までには行って、担当職員に説明してください。事前に協議した仮境界線と著しく異なる場合等、立会を中止する場合があります。	立会日
境界確定図の作成 ・境界標の明示	境界確定図を事前に作成し、職員のチェックを受けてください。また、境界同意書が全員から得られたときは、速やかに境界標を埋設します。市標は受付にて、境界確定図をもとに、必要数を提供します。	立会後
	※メール・FAXで図面を送付していただければ、事前に確認いたします。 E-mail mckensetsusoumu@city.matsudo.chiba.jp FAX　047-365-9107	
土地境界の決定	関係地権者の同意書及び境界確定図、境界等埋設後の写真ができ次第提出してください。境界確定の通知文はありません。境界証明書が必要な場合は次の手続きを同時に行ってください。	関係書類提出後 2週間
境界確認証明書の申請・交付	境界確定図等必要な書類を添付の上、証明書の交付申請を行ってください。申請後、2週間ほどで、証明書を発行します。	
	※確定図等の修正が必要な場合は、さらに時間を要す場合があります。	
同意が得られない場合	立会後、3か月以内に境界同意書、境界確定図、境界等埋設後の写真が提出できない場合は事前に担当者と協議してください。	立会後 3ケ月
土地境界が不調	協議が整う見込みがない場合は、原則立会日より6ケ月以内に公共用地境界確定不調通知書を送付します。同意書は職員が通知書とともに関係地権者に返戻します。	立会後 6ケ月以内
不調の通知	市が不調の通知を申請者（代理人）及び隣接・対向地権者にいたします。あわせて同意を頂いた地権者に同意書の返戻をします。	
	※申請者以外の同意書を申請者（代理人）がお持ちの場合は、速やかに市にお返しください。	

道路境界確定申請書チェックシート

NO	項目	照査内容	申請者確認欄	受付確認欄	備考欄
1	申請者	個人　（住民票添付）	□	□	令和3年4月より印を省略
2		共有者　別紙記名欄に記載　（住民票添付）	□	□	令和3年4月より印を省略
3		法人　代表取締役の記載	□	□	謄本原本確認後 還付
4		その他	□	□	別途作成要領で確認
5		申請氏名住所＝登記住所氏名＝住民票等氏名住所か	□	□	
6	代理人	印があるか（令和3年4月より省略可）	□	□	
7		会社法人　正式名称	□	□	
8		電話番号の記載があるか	□	□	
9	申請理由	記載されているか	□	□	
10	申請地	申請土地の記載と公図、登記簿との照合	□	□	
11		公共用地は道路・水路・準用河川・排管敷地か	□	□	
12		申請地は境界未確定か	□	□	
13	案内図	申請箇所は赤色で表示	□	□	
14	公図写し	所在、縮尺、方位、法務局出張名、調査年月日あるか	□	□	
15		コピーの場合、原本証明代理人の記名があるか	□	□	
16		申請箇所は赤色で表示	□	□	
17	申請地及び隣接地土地所有者一覧表	申請地　登記簿（面積、地目等）のとおりか	□	□	
18		両隣接地の記載があるか	□	□	
19		道路対向地の記載があるか	□	□	
20		河川が隣接地の場合、河川対向側の記載はあるか	□	□	
21		地積測量図有無の記載があるか	□	□	
22	登記事項証明書等	発行から３か月以内か	□	□	
23		登記簿上住所と現住所が一致しているか	□	□	
24		差押等の登記がないか	□	□	係争案件は中止・取消等
25	住民票	発行から３か月以内か	□	□	
26	相続を証する書面	相続関係図	□	□	
27		相続関係書類の確認　戸籍謄本　住民票	□	□	
28		法定情報証明書（あれば、上記は不要）	□	□	
29		相続関係書類の内容確認	□	□	
30	委任状	申請者全員からもらっているか	□	□	
31	参考資料	位置指定道路の認定を受けているか	□	□	やさしティマップ及び建築審査課で確認
32		開発道路か、都市計画道路整備済か	□	□	住宅政策課、道路建設課で確認
33		周辺確定図はあるか	□	□	
34		周辺測量図はあるか	□	□	
35		土地区画整理・耕地整理等　換地図はあるか	□	□	
36		それ以外　（紙公図等はあるか）	□	□	
37	実測図	実測図はあるか	□	□	検討図があれば、不要
38	検討図	仮境界線を検討する図面はあるか	□	□	作成例を参考とすること
39	立会年月日等	受付者が申請者の立会予定日（３週間以降先）を決定	／	□	別紙予定表で確認し、記載
40		受付者が担当者欄を記載	／	□	
41	地図入力	入力担当者が入力	／	□	
42	受付入力	入力担当者が入力	／	□	
43	現地踏査	現地踏査済みか	□	／	
44	境界未確定の確認	道路台帳システムで確認したか	□	□	
45	路線番号	道路台帳システムで確認したか	□	□	
46	幅員	公図・現況の幅員の記載はあるか	□	□	
47	受付印	受付者が番号、年月日の記載	／	□	

レ・・・OK 不要・・・－
NO・・・×

(1) 境界確定申請対象土地

対象となる土地は松戸市内にあり、かつ原則松戸市が所有する次の土地となります。

① 松戸市道　松戸市が認定した道路（道路法第８条第１項に規定する道路）

② 松戸市道路用地等で道路法の適用がないもの（法定外（認定外）道路）

③ 準用河川　河川法第１００条第１項の規定を準用する河川の用に供されるもの

④ 水路用地等で河川法の適用のないもの

⑤ 下水道用地等

上記土地であっても次の場合は原則申請ができません。

ア）境界立会い不要土地区画整理地区(※六高台及び馬橋第三区画整理地区)

境界を座標で管理している上記２地区は座標値があることから、立会が不要です。市が管理している座標値を基に境界確定図を作成すれば証明書を交付することができます。（境界証明書交付についてはＰ6（10）を参照してください。）建設総務課内にある座標値のコピー（申請地側、対向地側及び道路部分）をわたしますので、図面を作成してください。申請の際にその図面の現地確認（ポイント間の距離、現況構造物等）をおこない、問題がある場合、確定協議が必要となります。

イ）不動産登記法14条地図地区（八ケ崎一丁目・八ケ崎六丁目の一部）

境界確定図は無地番の市道を除いて作成していません。ただし、作成箇所については該当地先の境界同意書を提出すれば、証明書の交付をすることができます。

ウ）境界協議確定済箇所

境界確定図面がある箇所については原則、確定申請は不要です。ただし、確定済み箇所であっても、現地復元ができない場合は、再度協議が必要となります。

(2) 境界確定申請ができる適格者及びその添付書類

1）適格者となるのは次のものです。

① 上記市有地に接している土地所有者

② 共有地の場合

ア）共有者全員の申請（※共有者用別添用紙を添付すること）となります。

イ）区分所有の場合は管理組合の規約等に基づいた代表者（※総会議事録添付（Ｐ17参照）すること）となります。代表者がいない場合は、共有者全員となります。

③ 土地所有者が死亡している場合

ア）相続関係説明図の添付

イ）ア）の根拠資料（戸籍等関係書類）

ウ）上記を証明する法定相続情報（ア・イは不要）

④ 会社等の場合

ア）代表者（処分権がある）

イ）倒産している場合　清算人または管財人

ウ）代表者以外に処分権限がある場合　定款等に定める者

⑤ 成年被後見人等の制限行為能力者の場合

土地所有者及び法定代理人の申請となります。

成年後見登記事項証明書及び法定代理人の住民票が必要となります。

⑥　その他　上記以外の適格者の場合、必要書類等を担当に確認してください。

2）適格者に関する添付書類
ア）住民票（法人は法人登記事項証明書）
イ）申請地全部事項証明書
ウ）上記1）に記載のもの

(3) 申請書の作成　申請については、次の書類作成が必要となります。
①　境界確定申請書　市との境界確認・確定を申し出る場合は筆ごと（連続した筆も可）に「境界確定申請書（第1号様式）」を作成し、次の②から⑧までの関係書類を各１部添付してください。
②　現地案内図　概ね1500分の1から2500分の1の位置図で、申請地を朱線で示してください。
③　公図の写し　法務局備付のものを転写したもので、これに字名、方位、縮尺及び転写年月日を記載し、転写した者が記名のうえ申請部分を朱色で明示したものとしてください。オンラインで入手した場合は、原本の証明を転写した者が記名してください。
④　申請地及び隣接土地所有者一覧表（※第3号様式）　境界確定の目的となる公共用地に隣接する申請地及び隣接土地所有者一覧表により、住所、氏名、地番、地目、地積及び地積測量図有無を記載したものとしてください。
⑤　登記事項証明書等　申請土地の登記事項証明書等は発行日から３か月以内のものを添付してください。登記事項証明書と住所等が違う場合は、住民票などの公的証明書を添付してください。住所移転が公的に証明できない場合は、土地謄本原本写、固定資産税評価証明書及び不在住民証明書を提出してください。（原本還付は可能です。）
⑥　現況実測平面図（検討図）　（※作成例Ｐ14を参照し、同様に作成して下さい。）現地の形状が明確に把握できるよう道路、水路等の構造物及び境界標識のほか、仮境界線を決めるにあたっての問題点や、越境箇所の詳細図を記載してください。
⑦　参考図、地積測量図、紙公図、換地確定図、道路等境界確定図、位置指定図など公的資料はできる限り収集し、提出してください。特に原始筆界の資料となる図面は収集してください。
⑧　委任状　委任の内容を具体的に明示し、作成してください。（※作成例Ｐ12参照。）

(4)　受理できない申請書
次の申請書は受理できません。
①　申請者が当事者（適格者）でない場合
②　申請地の所有者が登記事項証明等において確認できない場合
③　土地所有権について係争中である場合（もしくはなった場合も受理しない扱い）
④　必要書類が不足している場合
※　なお、郵送による申請は受け付けておりません。

(5) 受理後の事務手続き
1）協議成立前　次のことを行ってください。

① 現地調査　事前踏査を行い、現況実測平面図（検討図）（作成例Ｐ14参照）を作成してください。

② 仮境界線（検討図）の協議　立会日の２週間前には現況実測平面図（検討図）をもとに担当者と仮境界線の協議を検討してください。担当者が必要と判断した場合には、再度協議します。

③ 地権者への連絡　立会日の１０日前には立会の連絡をしてください。申請地対向側は別紙（Ｐ11参照）が使用できます。また、所在不明な場合は市が調査協力します。

④ 立会当日　事前協議が整っていない場合は、立会時間30分前には立会に必要なポイントをペイント等ですべて明示し、事前に担当職員に説明してください。道路境界の説明は基本的に担当職員が行います。実務者は説明の補助をお願いします。

なお、位置出し距離の検測を行う場合があります。検測の結果により下記の通り立会を中止することがあります。

2）協議成立後　　次の必要書類を担当職員に提出してください。

① 境界確定図面の提出　事前に下図（作成例Ｐ15～P16を参照）を提出し、担当者のチェックを受けてください。

② 市標の提供　関係地権者全員の同意書を取得後、当課受付にて市プレート・市石杭・鋲の必要本数を申請してください。その場で提供をします。

③ 関係書類の提出　境界確定協議に関するすべての書類が準備できたら、担当者へ提出してください。（立会後の関連書類チェックリスト参照）

ア）境界確定図2部

イ）境界標等近景遠景写真1部

ウ）同意書　関係地権者全員分原本

④ 境界確認証明書の交付　松戸市では境界協議が確定しても、通知等は行いませんので、証明書が必要な場合は、境界確認証明書の申請をして下さい。

(6)　協議取下げ及び協議終了の措置

①「取下げ」の場合　理由等を担当者に申出してください。申請書類を返却いたします。

②　受理後において、次のことが判明した場合に取下げとし、申請書類を返却します。

ア）　申請者が不適格と判明した場合

イ）　土地所有者等に係争が判明した場合

ウ）　当課に境界確定の権限がないと判明した場合

③立会予定日までに松戸市側と境界についての協議が整わず、境界立会を実施できない場合は協議取下げに準じて協議終了とすることがあります。この場合、境界確定協議終了通知書（第１３号様式）により、申請者に通知します。

(7)　立会の中止

立会にあたって事前に協議した仮境界線と著しく異なる場合等、立会を中止する場合があります。その後も協議が整わず再度の立会ができない場合は、取下げ及び協議終了に準じて境界立会を中止し、境界確定手続きを終了します。この場合、境界立会中止通知書（第１４号様式）により、申請者に通知します。

また既存境界確定図の復元性に疑念があって境界立会を行ったものの、同意書が提出される前までに既存図面の復元が可能と判明した場合なども不調ではなく取下げ及び協議終了に準じて境界立会を中止し、境界確定手続きを終了します。この場合、境界立会中止通知書（第１４号様式）により、申請者に通知します

(8)　協議不調の措置

境界立会いの結果協議が整わない場合は、その理由を明示のうえ公共用地境界確定不調通知書（第６号様式）により、申請者に通知します。なお、申請代理人が隣接地権者等の同意書を預かっている場合は、速やかに松戸市に返却してください。

(9)　境界確定に関する協議

境界確定に関する協議及び立会について、その一部または全部を市が代行事業者に委託する場合があります。

(10)　境界確認証明書交付申請書　次の必要書類を担当職員に提出してください。

① 申請書（第９号様式）　　申請は代理人（実務者）名でもできます。
② 案内図　　１部
③ 境界確定図　２部（建設総務課発行のもの　証明書用）
④ 公図写し　　２部（原本の証明）
（※公図内に個人情報が含まれるものについては削除したもの）
（※公共用地が無番地で対向地が字境により別公図になる場合は対向地のものも添付）

※　証明書発行の際に、3筆まで300円、以降3筆増えるごとに300円料金がかかります。

(11)　別紙様式等

① 境界確定申請書（第１号様式）
② 共有者別添用紙（様式 1-2）
③ 申請地及び隣接土地所有者一覧表（第３号様式）
④ 境界同意書（第４号様式）
⑤ 道路（水路）境界確定に係る現地立会のお願い
⑥ 委任状（作成例 1）
⑦ 相続関係説明図（作成例 2）
⑧ 現況実測図・検討図（作成例 3）
⑨ 境界確定図 査定用・寄附開発行為帰属用（作成例 4）
⑩ 総会議事録（作成例 5）
⑪ 境界確認証明書交付申請（第９号様式　作成例）
⑫ 立会後の関連書類等チェックリスト
⑬ 公共用地境界確定不調通知書（第６号様式）
⑭ 境界確定協議終了通知書（第１３号様式）
⑮ 境界立会中止通知書（第１４号様式）

第1号様式

・県同日　　・市単独

立　会　年　月　日	担当者
年　月　日（　）	
午前 ・ 午後　　時	

路線名	
公図幅員	
現況幅員	

連絡表	年月日	担　当	備　考

令和　　年　　月　　日

（あて先）松戸市長

申請者

住　所

氏　名

※共有名義の場合は別紙を添付してください

上記代理人

住　所

氏　名

連絡先（TEL）

（※令和3年4月より押印欄を廃止しました。）

境　界　確　定　申　請　書

下記土地の境界を確定願いたく申請します。

記

1　申　請　地

申請土地　　松戸市

隣接公共用地　松戸市　　番地先から

番地先まで

2　申請の理由　（1）建築確認　　（2）測量登記　　（3）その他（　　）

3　添付書類　（1）住民票　（2）案内図　（3）公図（写し）　（4）申請地及び隣接土地所有者一覧表　（5）全部事項証明書（登記簿謄本）　（6）戸籍謄本等　（7）委任状（申請者全員）　（8）参考資料（地積測量図、申請地付近の実測図、古図等）

※（3）（5）はインターネット取得可です。

4　その他　建設総務課ホームページにある「境界確定等申請作成要領」を確認いただき順守してください。

※　注意事項

1　公図（写し）は法務局備付けのものを転写（申請の目的となる公共用地に隣接するすべての土地）したもので、これに字名・方位・縮尺・転写年月日を記入し、転写した方が記名をして下さい（申請部分を赤色等表示）。

2　公共用地隣接土地所有者の立会依頼及び連絡は、申請者が行うこととします。

3　申請者及び立会人は印鑑（認印）を持参して下さい。

4　境界確定後、申請者は速やかに境界確定図を2部提出して下さい。

※詳細

・測量にあたっては、測量基準点（トラバー点）より座標をあたえ測量し、座標値及び境界標の種別を記入して下さい。

・作成者の会社名等を記入し、画印等を押印して下さい。

・境界確定図は、原則250分の1の縮尺とします。（A3判）

・大字、小字、方位、隣接する民有地の地番及び筆界線。

5　境界標埋設後（計算点・引照点・トラバー点も含む）の写真を添付して下さい。

6　立会い実施後、3箇月以内に上記4及び5の資料の提出が出来ない場合は、事前に担当者と協議するものとし、連絡が無い場合については、未確定処理とすることがあります。

共有者別添用紙

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

第３号様式

路線名	

申請地及び隣接土地所有者一覧表

土地の所在		地目	地積	所有者			地積測量図有無
字名	地番		㎡	住所	氏名	備考	

※地積測量図有無欄は測量図の有無を必ず記載してください

第４号様式

令和　　年　　月　　日

（あて先）松戸市長

住　所

氏　名　　印

境　界　同　意　書

下記公共用地との境界については、令和　　年　　月　　日現地立会のうえ境界を確認しました。つきましては、その位置に松戸市の境界標等を埋設すること又は既設境界標を以て確定境界点とすることに異議がありませんので同意します。

記

１　公共用地
　　所　在　　松戸市　　地先

２　隣接土地
　　所　在　　松戸市

　　地　目

３　確認した境界標の種類
　　市　標・民　標・境界仮杭・マーキング・その他

年　月　日

様

松戸市 建設部 建設総務課

道路境界確定に係る現地立会いのお願い

このことについて、下記土地所有者代理人からの申請により公共用地との境界を確定するため、関係地権者の方々との立会いのもと境界を確認し同意をいただく境界確定を実施させていただくことになりました。

公共用地は幅員により管理していることから、下記土地と公共用地（道路敷）との境界を確定するにあたり、対向地の関係地権者の方々の立会いをお願いしております。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、下記日時に現地立会いをお願いいたします。

尚、下記日時に立会いができないときは、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。

記

1　立会日時　　年　月　日（　）　　時から

2　立会場所　松戸市　　番　地先

3　その他　　1）当日は、本書及び認印をご持参ください。
立会いにより境界が確認された場合に、境界同意書に署名、捺印をお願いします。

2）止むを得ない理由により代理人が土地所有者に代わり立会いをされる場合は、委任する旨の委任状及び代理人の認印をご持参ください。

3）境界確定後の手続き

ア　杭やプレート等による境界の明示

イ　境界確定図を作成し永年保存

4　連絡先　　1）松戸市 建設部 建設総務課　担当　松戸
電話番号：047-366-7357

2）申請代理人　　電話番号：

委任状（作成例）

私は

住所

氏名

様を

代理人と定め下記の権限を委任します。

記

土地所在　　松戸市　　番

　上記私所有の土地と建設部所管の市有地との境界確定のための申請、現地の立会・協議に関する権限

年　　月　　日

松戸市長様

委任者　住所

氏名

※左の説明図は、記載例につき住所地・氏名は架空のものです。
相続関係説明図については、相続関係者全員の生年月日・住所・氏名・続柄等を戸籍謄本等に基づいて、正確にわかりやすく作成してください。なお、法定相続情報がある場合は作成不要です。

被相続人　松戸　一郎　相続関係説明図

年　月　日

被相続人
松戸　一郎
登記簿上の住所　松戸市小根本参八七番地五
出生　昭和九年八月一日
死亡　平成五年一月一日
住所　松戸市小根本参八七番地五

妻　松戸　花子
登記簿上の住所　松戸市小根本参八七番地五
出生　昭和九年八月一日
死亡　平成五年一月一日
住所　松戸市小根本参八七番地五

（相続放棄）
二男　松戸　幸太郎
出生　昭和四〇年四月四日
住所　松戸市常盤平一丁目一番地五

長男　松戸　太朗
出生　昭和三十年五月五日
死亡　平成四年十二月一日
住所　松戸市五香一丁目一番

妻　松戸　幸子
出生　昭和三十四年五月二日
住所　松戸市五香一丁目一番

相続人（代襲）
長男　松戸　二郎
出生　平成五年五月五日
住所　松戸市五香一丁目一番

相続・住所を証する書面を還付願います。

右の通り相違ありません。

実務　太朗

（実測図作成例）

実測図

所在：松戸市○○○○１００番１

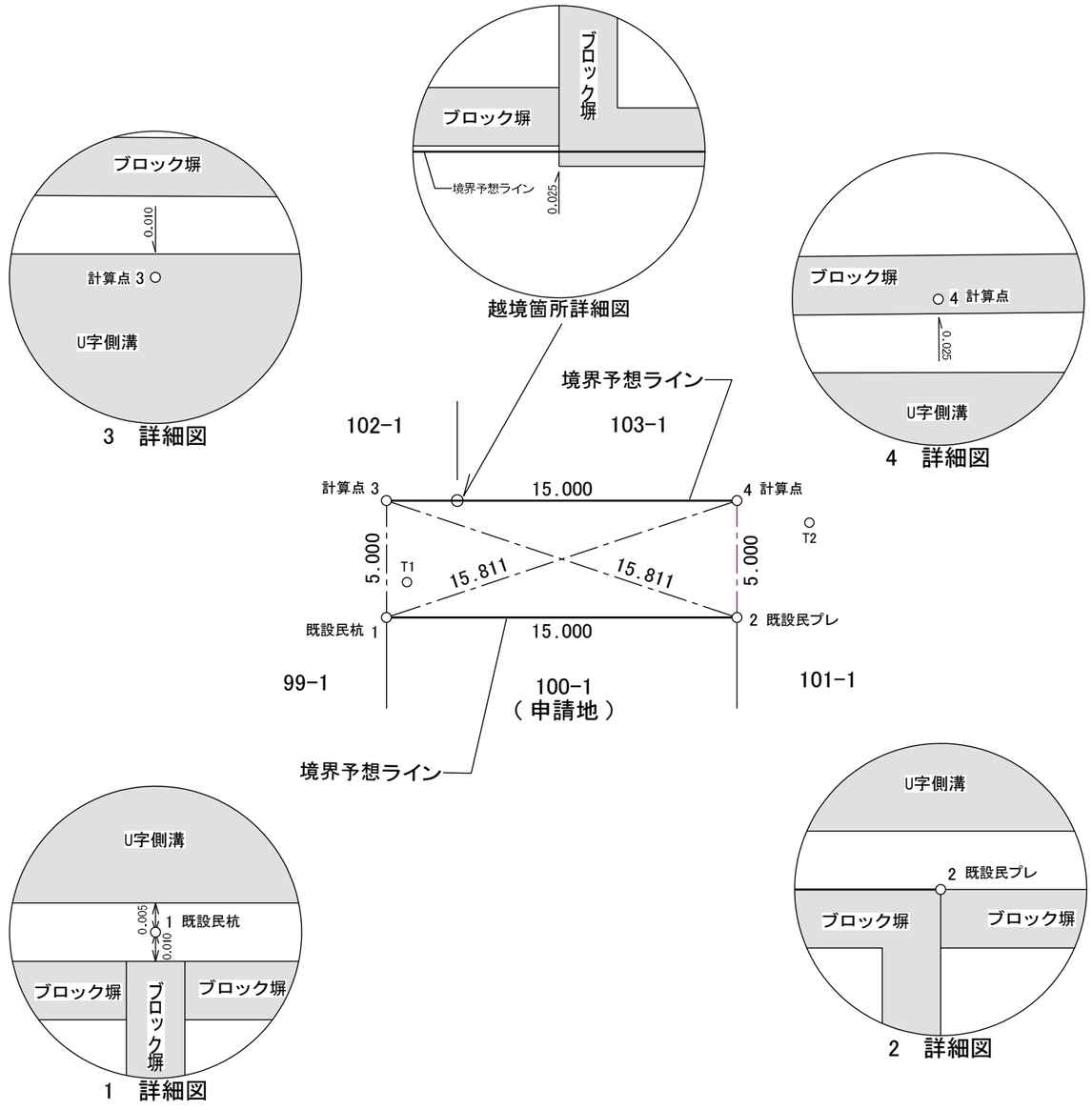

※　仮境界点を決めるにあたっての問題点や、越境箇所の詳細図を記載してください。

境界確定図（査定用） 作成例

用紙サイズはJIS A3判です

境界確定図

※フォントサイズ：32（目安）

大字名・小字名 〇〇番地先

※フォントサイズ：20（目安）

①道路境界査定の場合は道路境界確定図
②水路境界査定の場合は水路境界確定図
③道路・水路含む境界査定の場合は
道水路境界確定図として記入してください

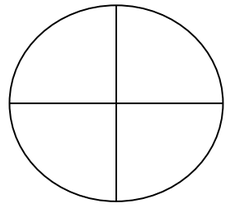

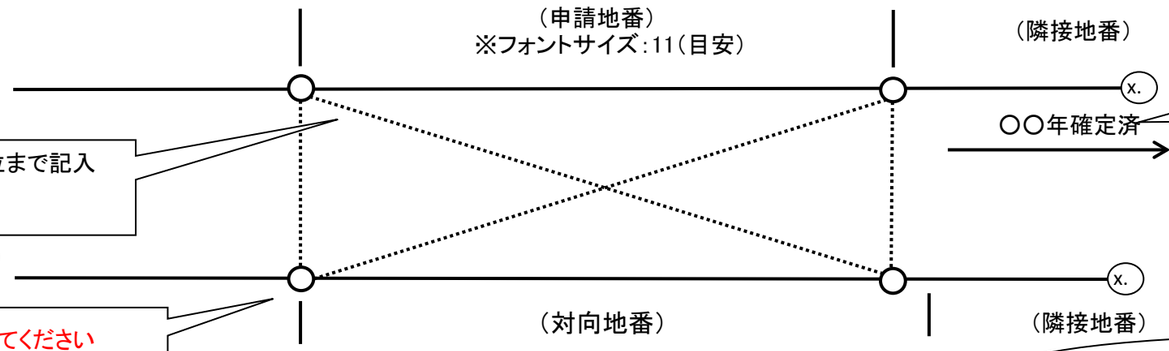

隣接地が確定済の場合には
「〇〇年確定済」を記入してください
また既存確定図の隣接箇所を1スパン復元計算点として座標を付して下さい。

距離はメートル単位小数第3位まで記入
（第4位を切り捨て）

※寸法のフォントサイズ：10（目安）

道界と民界については離してください

公共基準点使用時は点名も明記してください

使用した座標の種類を記入してください

例：世界測地系（測地成果2011）

※押さえた点についてはすべて、たすき掛けで距離を記載して下さい。（見えにくい場合は拡大図等で工夫して下さい。）

点名	x座標	y座標	境界標
P.1			↑ 既設 市プレート
P.2			○ 新設 市石
			↗ 復元 市プレート
			⊞ 既設 民石
			⊕ 新設 市鋲
T.1			○ 基準鋲
T.2			○ 基準鋲
S.1			引照点
x.1			既存図面復元計算点

境界標の矢印の向きを図上の入れた方向とできるだけ揃えてください

※図面に対し、引照点は3点必要です。
※新規境界確定点について計算点1点に対し、引照点は3点必要です。
※フォントサイズ：11（目安）　※座標系は原則的に世界測地系（測地成果2011）とします

路線番号を記入してください
2方向道路は両方記入
水路、認定外道路はその旨記入

原則は1：250とし、わかりにくい場合、担当者と協議の上縮尺を決定します

作成される測量会社等で原図番号等を定めている場合は記入してください

記入しないでください

境界確定申請時
受付番号

No.		作成者	建設総務測量事務所 土地家屋調査士 〇〇〇〇	社 印 または 職 印	路 線 番 号	〇地区〇〇〇号 主要幹線〇級市道〇〇号	1/〇
確定年月日					縮尺	1：250	申請番号 R〇〇－〇〇
備 考					作成年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	

※フォントサイズ：11（目安）

図面枠の余白は原則2cmとしてください

令和3年改訂 建設総務課

境界確定図（寄附・開発行為完了検査提出用）作成例

用紙サイズはJIS　A3判です

境界確定図

※フォントサイズ：32（目安）

大字名・小字名 〇〇番地先

※フォントサイズ：20（目安）

①道路境界査定の場合は道路境界確定図
②水路境界査定の場合は水路境界確定図
③道路・水路含む境界査定の場合は
道水路境界確定図として記入してください

方位

道界と民界については離してください

（申請地番）
※フォントサイズ：11（目安）

（隣接地番）

隣接地が確定済の場合には
「〇〇年確定済」を記入してください
また既存確定図の隣接箇所を1スパン復元計算点として座標を付して下さい。

〇〇年確定済

距離はメートル単位小数第3位まで記入
（第4位を切り捨て）

※寸法のフォントサイズ：10（目安）

元道がある場合は、既存の確定点を計算点として座標を付し、元道のラインがわかるように破線で明示してください

道界と民界については離してください

（対向地番）

（隣接地番）

使用した座標の種類を記入してください

公共基準点使用時は点名も明記してください

例：世界測地系（測地成果2011）

境界標の矢印の向きを図上の入れた方向とできるだけ揃えてください

※押さえた点についてはすべて、たすき掛けで距離を記載して下さい。（見えにくい場合は拡大図等で工夫して下さい。）

点名	x座標	y座標	境界標
P.1			既設 市プレート
P.2			既設 市石
			復元 市プレート
			新設 民石
			復元 市鋲
T.1			基準鋲
T.2			基準鋲
S.1			引照点
x.1			既存図面復元計算点

※図面に対し、引照点は3点必要です。
※新規境界確定点について計算点1点に対し、引照点は3点必要です。
※フォントサイズ：11（目安）　※座標系は原則的に世界測地系（測地成果2011）とします

路線番号を記入してください
2方向道路は両方記入
水路、認定外道路はその旨記入

原則は1：250とし、わかりにくい場合、担当者と協議の上縮尺を決定します

作成される測量会社等で原図番号等を定めている場合は記入してください

記入しないでください

No.		作成者	建設総務測量事務所 土地家屋調査士　〇〇〇〇	社　印 または 職　印	路　線　番　号	〇地区〇〇〇号 主要幹線〇級市道〇〇号	1/〇
確定年月日					縮尺	1：250	申請番号
備　考					作成年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日	

※フォントサイズ：11（目安）

図面枠の余白は原則2cmとしてください

令和3年改訂　建設総務課

総会議事録（作成例）

年　月　日　、松戸市　番地　号　マンション集会所において下記議案の審議を行うため総会を開催した。

1　日　時　　年　月　日　　時
2　場　所　　松戸市　　番地　　マンション集会所
3　区分所有数
　(1) 総数　　名
　(2) 出席者数　　名
　(3) 委任状提出者数　　名

管理組合規約第　条に定める総会成立要件を満たし、成立する旨を理事長が宣言した。

4　議長の選出　管理組合規約第　条第　項の規定に基づき、　が議長として審議に入った。

5　議案　松戸市　　番　地目

市有地との境界確定協議について

(1) 境界確定協議の申請
(2) 現地の立会・協議
(3) 同意書の承認

以上を理事長　に委任する件

6　議事経過

議長より議案に関する説明があり、その内容について出席者全員で協議を重ねた結果、全会一致をもって次のとおり可決した。

7　可決事項

「松戸市　　番　と隣接する市有地との境界確定協議手続き（申請、現地立会・協議、同意書の承認）」を理事長に委任する。

議長は、本日の議事の全てが終了したことを　時　分宣言し総会は閉会した。

管理組合
議　長　　松戸市　　番　　理事長
区分所有者　松戸市　　番　　副理事長
区分所有者　松戸市　　番　　理事

第９号様式

年　　月　　日

境界確認証明書交付申請書

松戸市長

※1
申請人　住　　所　松戸市根本３８７－５
氏　　名　松戸　豊太郎
電話番号　047-366-1111
※2
代理人

※3
□□年月△△日道路（水路）境界確定を受けました、下記１の(1)記載の土地と(2)記載の土地との境界確認証明書の交付を申請します。

１土地の表示	(1)	※4 申請地	松戸市根本３８７番５ 松戸市根本３８７番６ 松戸市根本３８７番７ 以下余白
	(2)	※5 隣接地	松戸市根本３８７番５　地先 松戸市根本３８７番６　地先 松戸市根本３８７番７　地先
２境界	※10別紙境界確定図（ＮＯ１）記載のＫ－１の点、Ｋ－２の点及びＫ－３の点を順次直線で結んだ線。 別紙道路境界確定図（ＮＯ２）記載のＫ－５の点とＫ－６点を直線で結んだ線。		

※6　※7　※8　※9

※１　申請者
申請者はその土地の所有者でなくても申請は可能です

※２　代理人
申請は基本的に誰でもできますが、申請人の希望により代理人を認めております。なお、**委任状の添付は不要です。**

※３　境界確定日
境界確定日を記入します。

※４　申請地

境界を証明する部分の土地を表示します。

※申請地記入後余白があれば「以下余白」を入れます。

※５　隣接地

証明する境界に隣接している**地先**を記載します。

・表示を省略する場合は以下のとおりに表示します。

字名まで同じ場合	同所□□番
番地まで同じ場合	同所同番□□

※６　図面名称

図面の名称は「境界確定図」とします。

※７　図面ＮＯ

図面が複数ある場合は図面名称右側に図面ＮＯを表示します。

※８　点の名称

図面内に表示されている点の名称をそのまま表示します。

※９　接続詞

２点の場合は「と」

２点以上の場合は、最後の２点のときに「及び」とします。

※１０　直線の表示

２点の場合は「直線」

２点以上の場合は「順次直線」とします。

立会後の関連書類等チェックリスト

NO	項目	照査内容	確認欄	備考欄
1	境界確定図（２部）	道路境界確定図作成例を参照して、作成したか	□	
2		縮尺は原則２５０分の1とする	□	見難いなど問題がある場合は協議により変更できる。
3		距離の単位はｍとし、小数点第４位切捨てとする	□	ミリまでの表示とすること。
4		図面上の全ての点からたすき掛けし、距離を表示したか	□	
5		座標値と表示距離は一致しているか	□	幅員4ｍの道路については垂線距離4.001ｍ以上確保すること。
6		所在、方位、隣接地番、縮尺、路線番号等、記載もれはないか	□	
7		隣接道路との整合性は図れているか	□	前後の確定図面と重なる数値等を合わせること。
8		１図面につき、３箇所以上の引照点はあるか	□	計算点で引照点を設けている場合は不要。
9		計算点1点につき引照点が3か所あるか	□	
10		下図を提出し、市職員の指示を受けたか	□	
11	写真（1部）	座標にあるすべての点の近景・遠景・全景はあるか	□	座標上の点（境界標、街区点、引照点、トラバー等）はすべて撮影すること。
12	同意書	関係地権者全員の同意書はあるか	□	
13		登記簿のとおりか（所有者住所氏名等）	□	委任状等により申請者以外は親族でも可。その場合続柄（長男など）を明記。
14		申請者以外の共有者全員の同意が困難な場合は、担当者と協議したか	□	経過書等で報告の上、共有者数の３分の２以上同意がある場合は協議できる。
15		申請者以外で土地所有者が亡くなっている場合、担当者と協議したか	□	土地所有者との関係がわかる公的書類により相続代表者で可。
16	境界標の設置	同意書全員分受領後、市標の設置支給を受けたか	□	図面（同意書）を確認し、必要数を建設総務課受付で提供する。
17		市標は道路側に設置したか	□	物理的にどうしても設置できない場合は担当者と協議のうえ、地権者に了解の上設置すること。
18		民標は民地側に設置したか	□	
19		亡失している境界標を復元したか	□	対向側であっても、確定図に出てくる境界標については復元すること。
20		40m以上の直線の場合は、20ｍごとに境界を明示したか	□	担当者と協議のうえ、設置有無を決めること。
21	経過報告書	職員に求められた場合、必要に応じて提出する	□	
22	市への報告	不調の場合、市へ連絡したか	□	
23		立会3か月以内に、手続き延長の連絡をしたか	□	不調にせず、継続協議する場合は、市に連絡すること。
24	不調	同意書を市に返戻したか	□	
連絡先	E-mail mckensetsusoumu@city.matsudo.chiba.jp TEL 047-366-7357 FAX 047-365-9107		レ・・・OK　不要・・・－ NO・・・×	

第６号様式

松　　第　　号
年　　月　　日

様

松戸市長

公共用地境界確定不調通知書

年　　月　　日付けで申請のあった下記地番の境界については、次の理由により協議不調となったので通知します。

記

１　申請地番
松　戸　市

２　不調理由

第１３号様式

松　　第　　号
年　月　日

様

松戸市長

境界確定協議終了通知書

　　年　月　日に受付しました、下記土地の境界確定申請書につきましては、下記事項の境界立会を実施できないため境界確定に関する協議を終了し、手続きを終了します。

記

１．土地の表示

松戸市　　番　　地先

２．境界立会が実施できない理由

第１４号様式

松　　第　　号
年　月　日

様

松戸市長

境界立会中止通知書

年　月　日に受付しました、下記土地の境界確定申請書につきましては、下記事項の境界立会中止し境界確定手続きを終了しましたので通知します。

記

１．土地の表示

松戸市　　番　　地先

２．境界立会を中止する理由